

あきる野市武蔵引田駅北口土地区画整理事業見直しに関する検討会議設置要領

令和元年12月23日

(目的及び設置)

第1条 武蔵引田駅北口土地区画整理事業の円滑な実施に当たり、同事業に係る費用（以下「事業費」という。）の縮減方策、同事業に係る業務（以下「業務」という。）の合理化方策等を検討するため、あきる野市武蔵引田駅北口土地区画整理事業見直しに関する検討会議（以下「検討会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 検討会議は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 事業費の縮減方策に関すること。
- (2) 業務の合理化方策に関すること。
- (3) その他市長が必要と認めること。

(組織)

第3条 検討会議は、委員6人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、1年以内とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(謝礼)

第5条 委員には、予算の範囲内で謝礼を支払う。

(役員)

第6条 検討会議に、次に掲げる役員を置く。

- (1) 委員長 1人
- (2) 副委員長 1人

2 役員は、委員の中から互選する。

(役員の仕事)

第7条 委員長は、会務を総括し、委員会を代表する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第8条 委員会は、必要の都度、会議を開催するものとし、委員長が招集する。

- 2 会議の議長は、委員長をもって充てる。
- 3 委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第9条 会議は、公開する。ただし、委員長が必要と認めるときは、出席委員の過半数の同意を得て、これを公開しないことができる。

(傍聴)

第10条 会議を傍聴しようとする者は、委員長の許可を得なければならない。

2 傍聴人の定員は、10人とする。ただし、委員長が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

3 委員長は、傍聴人が会議の秩序を乱し、若しくは妨げとなるような行為をするとき、又は指示した事項に従わないときは、退場を命ずることができる。

(庶務)

第11条 委員会の庶務は、企画政策部企画政策課において処理する。

附 則

この要領は、決定の日から施行する。